

一般財団法人広島市学校給食会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人広島市学校給食会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広島市立学校の学校給食の円滑な実施及び運営並びに発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 学校給食に要する物資の調達及び配給
- (2) 学校給食の実施上必要な講習会及び研修会の開催
- (3) 学校給食の普及及び奨励
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の種類)

第5条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人が、一般財団法人設立登記を行った時の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の管理及び処分)

第6条 基本財産は、第3条の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関への定期預貯金として保管しなければならない。

3 基本財産の一部を処分しようとするとき、又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項に規定する書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般

の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号及び第4号に掲げる書類については定時評議員会に提出の上、同項第1号に掲げる書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項各号に掲げる書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の処理等)

第10条 毎事業年度において、剰余金が生じた場合は、これを事業活動の準備資金等として積み立てる。

2 事業活動の準備資金等は、理事会の議決を経て、この法人の損失の補填又は運用財産に充てるほかは、取り崩すことはできない。

3 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(経費の支弁)

第11条 この法人の経費は、運用財産の収入をもって支弁する。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に、評議員3人以上7人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 理事会は、次に掲げる者のうちから、評議員候補者を評議員会に推薦することができる。

(1) 学校給食実施校の校長

(2) 学校給食実施校のPTAの会長若しくは副会長又はPTA連合組織の役員

(3) 学校給食実施校の設置者たる地方公共団体の職員又は職員であった者

3 評議員は、この法人の理事若しくは監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後

も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員に対しては、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

3 前項に規定する事項に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、会長が定める。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する費用の支給基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後4か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から互選により選出する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項各号に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(決議の省略)

第22条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成するものとする。

- 2 議長及び会長は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第6章 役員

(役員の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上9人以内

(2) 監事 3人以内

- 2 理事のうち1人を会長、1人を副会長、1人を常務理事とする。

- 3 副会長は、常務理事を兼ねることができる。

- 4 第2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。)第197条において準用する一般社団・財団法人法第90条第3項に規定する代表理事とし、副会長及び常務理事をもって一般社団・財団法人法第197条において準用する一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事は、次に掲げる者のうちから、評議員会の決議によって選任する。

(1) 学校給食実施校の校長

(2) 学校給食実施校のPTAの会長若しくは副会長又はPTA連合組織の役員

(3) 学校給食実施校の設置者たる地方公共団体の職員又は職員であった者

- 2 監事は、次に掲げる者のうちから、評議員会の決議によって選任する。

(1) 学校給食実施校の校長

(2) 学校給食実施校のPTAの会長若しくは副会長又はPTA連合組織の役員

(3) 学識経験者

- 3 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会において定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長及び常務理事は、事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条第1項各号に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において定める報酬の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用を支給することができる。
- 3 前2項に規定する事項に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、会長が定める。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、定時理事会として毎事業年度終了後4か月以内に1回開催するほか、必要が

ある場合に臨時理事会を開催する。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長を理事会の議長とする。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第197条において準用する一般社団・財団法人法第96条に規定する要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成するものとする。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 専門委員

(専門委員)

第38条 この法人に、学校給食用物資納入業者を選定するための専門委員若干名を置くことができる。

2 専門委員は、会長が任命し、又は委嘱する。

3 専門委員に関し必要な事項は、理事会が定める。

第9章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第39条 この法人の事務を処理するため事務局を設置し、必要な職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。ただし、重要な職員については、理事会の承認を得て、会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第3条の目的、第4条の事業並びに第13条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法の変更についても適用する。

(解散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によりこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 1 1 章 公告の方法

(公告の方法)

第 4 3 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 1 2 章 補則

(委任規定)

第 4 4 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。ただし、当該事項が、評議員会に付議すべき事項を含む場合は、評議員会の承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 8 年法律第 5 0 号。以下「整備法」という。）第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、当該解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、当該設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、岡本弘文とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
荒木 健次 三田 真由美 立畑 薫 篤 和寛 小関 孝 岡戸 力
荒木 靖昌
- 5 令和 2 年 4 月 1 日以降、広島市と海田町の五日市地区学校給食センターの共同利用に関する協定（令和元年 1 2 月 2 7 日締結）が効力を失うまでの間は、第 3 条中「学校給食の円滑な実施及び運営並びに発展」とあるのは「学校給食の円滑な実施及び運営並びに発展と五日市地区学校給食センターの共同利用に関する協定（令和元年 1 2 月 2 7 日締結）に基づく海田町立中学校の学校給食の円滑な実施」と、第 4 条第 1 号中「物資」とあるのは「物資（海田町立中学校の学校給食に要する物資を含む。）」と読み替えるものとする。

附 則

この定款は、平成 2 6 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 4 年 6 月 3 0 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 7 年 6 月 3 0 日から施行する。